

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

平成21年度の保険料の額を7月にお知らせします

長寿医療制度の被保険者の方に、平成21年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、用中旬に郵送でお送りします。



●保険料の計算のもとになるのは？

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得に基づいて計算します。

●特別徴収」なら年金から、「普通徴収」なら納付書か口座振替で

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金からお支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

●平成20年度に、保険料の軽減措置を受けられた方へ

平成20年度に保険料の軽減措置（均等割額8.5割、所得割額5割）を受けられ、年金からの保険料の支払いが平成20年10月から中断している方は、7月から平成21年度の保険料の納付が始まります。納付方法は納付書または口座振替になります。

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、用中に簡易書留郵便で順次発送します。

●8月1日は年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない現在長寿医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●8月1日からは今までの被保険者証は使えません

平成21年8月1日以降は、今までの被保険者証は使えませんのでご注意ください(有効期限をお確かめください)。

皆さんのご要望を取り入れた、新しいデザインになりました！

二つ折りにして使います

後期高齢者医療被保険者証		交付年月日	平成21年 8月 1日
有効期限	平成22年 7月31日	被保険者番号	01234567
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1		
氏名	広域 花子	一部負担金の割合	1割
生年月日	昭和22年 1月22日	更新年月日	平成20年 4月 1日
効期日	平成21年 8月 1日	保険者番号	01234567
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合		
1山折り(裏面) ↓			
氏名	広域 花子		
被保険者番号	01234567		
一部負担金割合	1割		
有効期限	平成22年 7月31日		

入院時の病院窓口でのお支払いの減額制度があります



●対象となる方は

長寿医療制度の被保険者の方で、対象年度の住民税が世帯全員非課税の方

●減額制度を利用するには

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。

食事代が減額されたり、入院にかかる病院窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場住民課保険年金担当で申請すると発行されます。

①被保険者証 ②印鑑（認印で可）をご持参のうえ、窓口で申請してください。

注意!

被保険者証詐取事件にご注意ください

●全国各地で、長寿医療制度の被保険者証をだまし取る事件が発生しています。

市・町や広域連合の職員を名乗る人物が「被保険者証の更新時期になったので古い被保険者証を回収に来た。新しい被保険者証は後日郵送する。」などと説明をし、被保険者証の引渡しを求めるといった手口での、被保険者証の詐取事件が発生しています。

このような不審な訪問者があった場合、絶対に被保険者証を渡さず、最寄りの警察か、役場住民課または滋賀県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。